平成２３年（フ）第８７４号
埼玉県川口市中青木２丁目８番19号、前住所埼玉県川口市戸塚３―28―23　307号
破産者　齊藤　正修
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
埼玉県東松山市幸町２番22号　パレス梨花302
破産者　金谷　佳和
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９５号
長野市大字鶴賀緑町2213番地１
破産者　宮澤　典子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
長野市戸隠栃原2072番地
破産者　堀篭みちる
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
香川県丸亀市原田町2145番地１　ボヌール原田町503号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市富士見台３番地13
破産者　大山　直大
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
静岡県磐田市富士見町２丁目４番地18　ヴェルウッド富士見201、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市富士見台３番地13
破産者　神谷　幹夫
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
名古屋市守山区竜泉寺１丁目919番地　シニヤハウス竜泉寺、住民票上の住所名古屋市北区大曽根４丁目17番５号　アーデン大曽根908号
破産者　生田　善昭
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５５号
名古屋市中区平和２丁目８―20　フローラル東別院801号、住民票上の住所愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅２棟201号
破産者　田中美佐代
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８０号
名古屋市天白区平針南１丁目1706番地
破産者　小林　　勉
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９８号
愛知県半田市中町３丁目３番地
破産者　村田　恭一
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９８号
名古屋市昭和区広見町６丁目63番地　メゾンひまわり302号
破産者　たなかこと　田中　清子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９６８号
大阪府茨木市豊原町９番403号
破産者　中塚　元基
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７６号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番22―307号、前住所大阪府東大阪市横枕６番10号405号
破産者　プロムナードこと　井上　恵子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７６号
兵庫県川西市湯山台１丁目69番地の18
破産者　多田　裕司
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７９号
大阪市大正区平尾４丁目１番２―906号
破産者　神谷　祥孝
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１６号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁197番地ウインズコート101号、前住所大阪市旭区森小路１丁目６番９号　ＯＭＴビル202
破産者　桑島　一智
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８０号
大阪府高槻市真上町３丁目７番34号
破産者　中島由里子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０２号
大阪府池田市新町１番９―202号
破産者　高木　聡美
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０３号
大阪市港区波除２丁目４番22号シャトー弁天弐番館201号室、住民票上の住所大阪府阪南市貝掛1418番地
破産者　鶏爛漫都島店こと　増田　博匡
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部